

全員協議会 会議録（要点筆記）

令和3年6月21日
午前10時00分 開会
午前11時26分 閉会
場所： 全員協議会室

【報告案件】

1. 職員の処分について

榑原純夫市長：私からご報告申し上げます。

このたび、建設部土木課職員による不適正な行為がございまして、関係職員を懲戒処分といたしましたので報告をさせていただきます。詳細につきましては、企画部長から述べさせていただきますが、いずれにいたしましてもこのような不正行為を絶対に行わない、行うことを許さない、体制づくりに努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

山田幸企画部長：資料に基づき説明

坂井美穂議員：今回の件はまず警察からの捜査、照会があつてのこととこのことでしたが、（説明によると）法律違反ではなく、半田市での（内部）ルールに逸脱した、というように聞き取れたのですが、実際はどのようなことだったのでしょうか。

堀寄敬雄副市長：今回の件の警察対応は私が行っております。資料には、10月26日に警察の「捜査関係事項照会書」が送付されたと記載されていますが、この前の10月22日に警察の方が私のところにお見えになり、内容は教えていただけませんでした。「この後、半田市を捜査したいので協力をしてほしい」と協力依頼がありました。当然のことながら、日ごろから情報交換もしておりますし、お断りする理由もありませんので、できる限りの協力をさせていただくと返事をしたところ、26日に市役所に照会書が届いたものです。その後、警察の方と20回ほどお会いしておりますが、この捜査事項照会書に基づき、いろいろな資料提供をしてきた中で、年明けには職員が警察に呼ばれて直接聴取を受けることとなりました。その段階では、私としては、残念ながら逮捕に至るのではないかと感じておりましたが、3月30日に警察から私に電話で「これで捜査を終了します」と連絡がありました。それと前後して、3月29日に（土木課）副主幹から、4月6日に土木課長から、建設部長にこれまでの経緯等の申し出がありました。今回はその申し出に基づき処分を行ったというものです。

坂井美穂議員：この件は何の罪で逮捕されると考えられたのでしょうか。

堀寄敬雄副市長：逮捕に至っていませんので、「罪」はないのですが、当時の想像としては「収賄」となるのではないかと、私自身は考え、対応していました。

坂井美穂議員：新聞報道の内容を見て、副主幹の金額が5件で5千880万円と記載がありましたので、資料にある20万円から130万円の少額随契できる工事の範囲外となると思いますが、（説明されていませんが）なぜなのでしょう。また、事業者にはヒアリングを行ったところ、利益供与の事実が確認されなかったとのことでしたが、事業者の方からの確認ができなければ、最低価格等の確認がで

きないと思いますがそのあたりの詳細を教えてください。

山田宰企画部長：副主幹は設計金額の匂わせ、金額そのものを教えたわけではありませんが、業者から、「これぐらいの金額ですかね」と聞かれた時に、「まあ、それぐらいですかね」と言うようなやり取りがあったと認識しています。その件は、（随意契約ではなく）入札工事でしたので、金額が大きくなっています。

渡邊昭司議長：（坂井議員の質問の）金額と件数が合わない点についても教えてください。

山田宰企画部長：副主幹については、入札工事における設計金額の匂わせの件も含んでいますので、件数は少ないですが、金額が大きくなっています。

坂井美穂議員：今の説明ですと、「少額で随意契約できる案件」以外に別の案件があると聞き取れるのですが、どのようですか。

山田宰企画部長：はい。件数としては小規模工事がほとんどですが、副主幹については入札工事も含まれています。

坂井美穂議員：そういった（入札工事の設計金額の匂わせ）案件があったので、逮捕されるという想像がされたということでしょうか。

堀寄敬雄副市長：そうではありません。1つご理解いただきたいのは、最終的に逮捕されなかったということは、警察側は「何の罪もない」という最終的な判断をしている、ということです。その後の本人の申し出の中では、先ほど企画部長が説明をしました事柄を本人たちが認めていますので、そのことに対して今回は懲戒処分を行ったものです。先ほど私が「収賄」という言葉を使いましたが、業者から何か利益を得た、ということは警察の捜査の中で逮捕に至っていませんし、市としても職員と業者から聞き取りを行いました処罰の対象となるような事柄は出ていません。あくまで、本人からの申し出に基づいた事柄の範囲内で今回懲戒処分を行っています。

坂井美穂議員：少額随意契約について説明してください。

山田宰企画部長：随意契約ができる小規模工事というのは20万円を超え、130万円までの設計金額の工事があたります。130万円まで、というのは地方自治法で定められており、130万円を超えますと入札となり、厳密な形での入札行為が行われるものとなります。

山本卓美総務部長：今回の全員協議会資料の裏面、参考としてありますページをご覧ください。そちらで随意契約にかかる説明をしています。今回の案件は少額随契というものにあたります。地方自治法施行令の167条の2、第1号に該当するもので、施行令の中で130万円以下は随意契約をすることができる、と定められています。これは事務の煩雑を避けるために認められています。その中で半田市は20万円を超え、130万円以下の工事を少額随意契約できるものと認定をしています。ただし、20万円以下、例えば10万円の工事は口頭発注ができます。20万円を超えて130万円以下は原則2者以上が財務規則で定められているところを、運用で3者からの見積もりを徴収し競争性を担保し事業を進めていくこととしています。従いまして、3者できちんと競争性を発揮して業者を決定していくという原則です。今回はこの原則を破ったことが問題です。今回は職員が1者を特定して事業を発注した、ということは競争性が発揮されていない、官製談合防止

法違反の「業者を特定する」という行為にあたります。贈収賄ではなく、自分の業務を円滑に進めるために競争性を捨てて、1者を随意契約してしまった、ということは認めていないことなので、官製談合防止法違反に抵触するということです。

水野尚美議員：3点確認させてください。

1点目、前回の建設産業委員会（6月16日開催）で、本人の弁として、なぜこのようなことをしたのか、と理由の一つに「事務処理の簡素化」が挙げられていました。今回、改善策の中で、決裁権を課長から部長に変え、チェック体制を強化するとのことですが、結果事務処理が遅滞するようなことにはならないでしょうか。

2点目、この件について（私に）市民の方から多くのお問い合わせをいただきました。多くの方に事件の詳細を聞かれ、自分のわかる範囲で説明をしていますが、市民の方から市へもそういった問い合わせがありましたか。

3点目、先ほどの説明でも「本当に重大な案件」と言われていましたが、この件はホームページで6月14日に「新着情報」で謝罪、処分が掲載されましたが、この新着情報はさまざま、かつ、数多くの案件が掲載されてくるものです。重大な案件であるこの件が、この程度の扱いでよいものでしょうか。

堀寄敬雄副市長：1点目の事務処理についてですが、この点については、大変難しい点だと考えています。手順を強化すれば、強化するだけ事業が遅滞することは間違いないと思っています。この点は今後事業を進める上での課題と考えており、なるべく事業が遅滞することのないよう市の契約担当（総務課）と協議し、進めていきたいと考えています。必要であれば、次年度となりますが、人員を補強するなどして遅滞なく事業が進めるようにしたいと思っています。

山田宰企画部長：2点目の市民からの問い合わせについてですが、私の把握している限りで数件、お問い合わせをいただいています。その内容としては、「どの業者か」、恐らく工事関係の事業者からだと思います。その他、市民の方から「詳細を聞きたい」とのお問い合わせをいただいています。3点目のホームページの取り扱いについては、（議員の）ご指摘のとおり、新着情報で出していますので、「注目情報」で掲載するなど、改善します。

水野尚美議員：市民の方からの問い合わせにはどの程度の内容をお伝えしたのですか。

山田宰企画部長：基本的には記者会見でお話した内容を超える内容をお伝えすることはできませんので、その範囲内でご説明をさせていただいています。

中川健一議員：先ほどの坂井議員からの質問と重なる部分がありますが、そもそも「何が問題であったのか」ということが、わかりづらい説明でしたので、明確にさせていただきたい。私の理解では、これは刑事事件にはならなかった。そこまでの重大な違法性はなかったけれど、今回は違法行為があり、警察が本人たちに市役所に申告をすべきだと言い、報告を受けた市役所が法令違反を罰した、という理解でよろしいですか。

堀寄敬雄副市長：今回の問題点は先ほど企画部長からご説明しましたとおり、前段にはいろいろなことがありましたが、最終的には本人からの申し出に基づく処

分です。その中で問題であったのは、先ほど総務部長がご説明しました、本来3者から見積もりを取り業者を決定し工事発注すべき小規模工事を特定の業者を指名したうえで発注した件数が土木課長については5年間で12件、副主幹については令和2年度に5件ありました。これ以外には、副主幹の申し出の中に入札価格を会話の中で匂わせたこともありましたので、これらが処分の大きなポイントです。

中川健一議員：そうしますと、なぜ、こういう問題が起こったか、についての説明が不足していると思います。恐らく、癒着、いろいろな人間関係にまつわるもの、その他制度的なもの。制度的なもの（ルール）がある中で、それが実行できなかった理由が最大の問題であると思います。制度的なものが正しく運用されず、違反行為が為されてしまった理由、構造的な説明をしてください。我々（議員、市民）はなぜこういったことが起こってしまったのかわからない。

堀寄敬雄副市長：なぜ、こういったことが起こったか、についてですが、従来からのつきあい、人間関係、副主幹のケースですと半田工業高校出身で、高校のOB会で面識のあった一部の業者とこのような展開になった、という経緯があります。通常のお付き合いの延長線上に生じている。この点についての対応策は議論を重ねましたが、現実的に打てる手がない、という状況です。個人個人の繋がりが残念ながら悪い方向に動いてしまった結果です。また、この問題となった小規模工事では、従来から一部直接指名をして発注している案件があります。これは法の中でも、要綱でも認めているものですが、緊急的な事象、例えば水道管の破裂などは即時の対応が必要であるため、近くの業者など即時対応が可能な業者1者に指定し発注することができます。この「緊急的」な考え方が少しずつ、本来の意味からゆるみ、あまり緊急でないものまで「緊急である」という理由付けを行い、決裁を起こすような流れができてしまっている、そういったところが、違反行為に繋がってしまったように思います。

また、今回市としての反省点でもありますが、ここ数年、市として「地元業者優先」を強く言ってきました。そのために、その地区のよく知っている業者さんに安易に工事発注をしてきた結果でもあると思っています。こういったところは、これからの対策の中できちんと整理をしていかなければいけないと考えています。

中川健一議員：社会の中でいろいろな人間関係や繋がりができるのは仕方ないと思います。先ほどOB会の話が出ましたが、私も頼み事があれば、そういった繋がりをつくると思います。ただ、問題点がそこであれば、改善策の中の、チェック体制の強化、総務課とのWチェック体制の構築で問題が解決できるのでしょうか。要するにコンプライアンスの研修も今までも行って来たと思いますが、人間関係に起因するものであれば、それに負けることもあるでしょうし、そもそも総務課とのWチェック体制も本来やらなければいけないことで、それができていなかったと言うことは市役所内での上下関係や縦割りの組織の問題から出来なかったわけです。今までできなかったことをこれから頑張ってやると言ったところで本当にできるのか疑念があります。今までできなかったことをこれからどうやってやるのですか。

榑原純夫市長：まず、人間関係ですが、工事を発注する側の職員が、その立場を十分理解し、公私の峻別をするように幹部会でも言ったところですが、さらに、自分の立場をしっかりと意識して業務にあたる必要があります。その他、チェック体制、星取表の関係は総務部長から説明します。

山本卓美総務部長：今まで総務課では「入札」についてはきちんと管理を行っていましたが、（随意契約）130万円以下の小規模工事に関しては全てを担当課で契約事務、事業実施をする、運用でした。これが、今回の事件の発端となっていますので、今後は担当課で見積書の依頼先の星取表を付けていき、それが確実に行われているかを総務課でも同様に星取表を付けてチェックすることで、見積もりの依頼が偏った業者にされていないかを確認する体制を構築するものです。

これにより、今回のように、見積もり依頼が偏った業者に集中することは是正されます。

中川健一議員：今回の件は、総務課がチェックする体制ができていなくても、監査委員が調べられたはずではないですか。今回の件で、監査委員が不正をチェックできていない問題があるとおもいますが、監査委員の問題はどのように改善されますか。

堀寄敬雄副市長：監査委員さん問題を改善することとは異なりますが、今回の星取表によるチェックを数年前に監査委員さんから提案を受けていました。

【「それはいつ」「何年前の事だったか」「後でいいから教えて」「深谷さんか」との声あり】

いえ、深谷さんではありません。西川代表監査委員の時代に、監査の中であった事柄かは、明らかではありませんが、入札でそういった（星取表）チェックをしているのであれば、他でもやるべきだ、とのご意見であったと聞いています。

【「大事なことからはっきりして」との声あり】

その件もありまして、監査委員さんにもこの件の終結後にいろいろな対応策を相談する中で出てきた対応策は今総務部長が説明しました、小規模工事においても発注高をきちんと積み上げて整理しておけば、1者に偏るようなことがあったとしても、その数字を経年で追えば、疑わしいものがあれば見つけられるのではないかとアドバイスを受けて、小規模工事においても総務課の方できちんとチェックしていきたい。というものです。

中川健一議員：監査委員が今回の違反行為を見つけられなかった点においても改善策を質問しています。監査委員のアドバイスとのことですが、監査委員はアドバイスするのが仕事であるのか。であれば、なぜ、前回ちゃんとアドバイスできなかったのか。監査委員が今回未然に防ぐことができなかった事柄をどのように改善するかを教えてください。

堀寄敬雄副市長：特に監査委員さんに問題があったとは認識していません。

鈴木健一議員：数点お聞きします。

1点目、令和2年11月26日に警察から書類がきたとのことですが、市としてはこの時点で何が起こったのかを知っていたということですか。

2点目、土木課長から5年間違反行為を行っていたとのことですが、チェック機能はあったと思いますが、5年間なぜ気づけなかったのか。システム的な問題なのか、

制度に問題があるのか、どうかもわかれば教えてください。

3点目、非公開の入札価格を特定事業者に公開したとのことですが、特定の事業者、なぜ、この事業者に教えてしまったのか、を教えてください。

堀寄敬雄副市長：1点目について、先ほどご説明しましたように、10月26日に「捜査関係事項照会書」という書類を警察から送付されているのですが、その4日前、22日に警察の方が私のところへ来られて「残念なことは起こっています。」と言うことでしたが、その段階では中身（内容）については、一切教えていただけていません。私が、この案件が土木課のことであるとわかったのも、12月頃です。それまでは、市役所での案件であることはわかっていたのですが、その内容については一切教えていただけていないまま、警察からの要求に応じて書類を提出していました。2点目の土木課長の5年間に渡ることには気付かなかったことは、改善策でも出ていますが、小規模工事の決裁権者は課長であり、部長、私（副市長）、市長はこれより大きい金額の案件はチェックしますが、全てが、土木課長が決裁権者として完結する案件であったということが大きな要因です。これ以外の案件は指名審査会と言う会議で、その是非や業者にかかるチェックを行っていますので、（金額の）大きな案件で（違反行為が）なかったのは指名審査会が機能していた、小規模工事は課長が決裁権者ということもありチェックが緩かったのだと考えています。繰り返しとなりますが、ここ（小規模工事）は決裁権者を部長にすることを考えています。3点目の入札価格のことについて、この件から、何人かの職員に聞き取りを行いました。業者さんの、ある意味「巧みさ」で、新人職員など、漏らしてはいけないことは当然研修などを行っているのですが、はっきりと認識が持っていない段階で、さりげない会話の中で、「今度の工事でこれぐらいだよ」などの投げかけ方をされ、ともすると、ぽろっと、言うようなタイミングを業者さんの方も絶妙に測っているのだな、今回のヒアリングの中でそういった気はしています。ただ、入札金額そのものについては、当然ながら漏らしてはいけないものであり、今回の件の職員は副主幹という立場でそのあたりは十分理解していますので、直接的な金額は言わず、匂わせたような形です。

鈴木健一議員：課長と副主幹と合わせた件数で17件とありますが、最終的にこの工事を請け負った業者は何者ですか。偏りがあったということですよ。

大山仁志建設部長：業者は4者です。

鈴木健一議員：今回、建設部、水道部の中で調査を行い同様の行為はなかったといっていますが、そこに限らず、全市役所内で調査すべきではありませんか。

堀寄敬雄副市長：こういった工事案件については、主に技術系職員が発注の中心です。今回は建設部、水道部以外の部署にいる全ての技術系職員に対し聞き取りをしています。

坂井美穂議員：先ほどの説明から、緊急の場合は1者で見積もりを取らなかつたりするケースがあったり、他にも「これはここ」など（地域業者を選定する）というケースがあったりするのではないかと感じたのですが、小規模工事については、イレギュラーやグレーなケースがありながら3者見積もりで運用をしてきたこともあり、そのグレーな部分が助長されてきたように思います。再犯防止のため

に、これから実施していく研修では小規模工事の部分についても、入札工事と同様に官製談合防止法に違反する行為であることをしっかりと理解されるように行っていただけますか。

堀寄敬雄副市長：ご指摘のとおり、この件には、いろいろな要因があろうかと思えます。（配付資料の）対応策にもありますが、コンプライアンス意識や職員の資質そのものの向上もさせなければいけない。また、そういったことが起こらない仕組みも作っていかねばいけないと考えています。

先ほど、小規模工事の中で3者見積もりを取ると説明しましたが、極めて例外的なもので、入札案件でも特定の業者でないと受注できない場合などでは随意契約、1者で発注ができます。そのような中で小規模工事でも極めて例外的に認められている緊急的な案件への認識がだんだん緩み、今回のようなことになってしまった。ただし、説明をしていませんでしたが、今回の件についても、最終的な決裁の書類には、3者からの見積もり書が取られた形となっていますので、見た目はきちんと（した手順で発注事務が）できています。3者に見積もりを徴収する段階で特定の業者を指定し、他の2者には、その業者に発注することを匂わせて、指定の業者の見積金額を超える見積もりを出してきているというようなことが行われたようです。後から確認する書類としては、きちんとした手順で発注がなされた形になっていますので、対応策としても難しく、やはり、コンプライアンスへ意識を育てていかねばいけないと考えています。

坂井美穂議員：（説明を聞いて）業者も半田市が談合を行っていることを認識しながら取引を行っているように考えられるので、業者も同罪と考えられます。（この件は）かなり根の深い問題であると思えます。業者の方に対しても、再発防止策を行ってほしいのですが、まずは、市側の再発防止を徹底していただきたいのですが、他市の対応策等を聞くなどはされましたか。

山本卓美総務部長：今回の件から、他市の小規模工事の事例等もいろいろ研究いたしました。唯一、半田市と他市との違いは、半田市が20万円を超え、130万円以下としているのに対し、他市は50万円を超え、130万円以下、としている点です。下限の金額を上げることで、件数を減らし、その分のチェック体制を厳しくしていました。そうしないと、結果的に元の話に戻りますが、業務の煩雑さから解放されない、そういった様々な点を考えて50万円を超える額としている市が多々ありました。ただ、それを理由にして不正がなくなるとは考えられませんので、今までコンプライアンスの研修は庁内の職員が講師になって行っていたが、今回は公正取引委員会の職員を講師に招いて研修を実施することで、これの何が法律に違反しているかという点などを明確に説明していただいて、職員のコンプライアンス意識を向上させるということで、6月29日、30日の2日間で研修を実施していきます。

坂井美穂議員：先ほど（副市長の）説明で、見積もり書は3者分が揃っていて、ただその前に発注が済んでいる、ということで時系列がおかしいので、見積もり書が3者揃った段階で上司の確認の上で発注するのが正しいと思いますのでそういった形でやっていただけますか。

堀寄敬雄副市長：当然のことだと思っておりますので、今後はそのように是正させて

いただきます。

加藤美幸議員：今回、このようなことに至った原因で、単純に考えると、市民や地域からあがってきた課題に対し、スピード感をもって対応することが、市役所として「良いこと」と捉えていることが考えられます。マイルポなども含めて、価格やルールより「すぐやるという体制」への意識が働いたのではないかと思います。それに対しどのように考えていますか。

今回の件は半田市へのイメージを著しく損ねたのではないかと思います。逮捕者が出ませんでした。逮捕者が出なかったからいい、というような市役所の甘い体質がシティプロモーションとして市民や外部の方から見て著しくイメージダウンになっていると思います。どうですか。

堀寄敬雄副市長：スピード感については、一方で大切なことであると思っています。

「市役所はいろいろなことをなかなか進めていただけない」というお声もずいぶん長い間言われてきましたので、スピード感を持って業務に取り組むことは今後も大切にしていきたいと思っていますが、スピード感を大事にするがために、手続きがこのようなことになるというのは、本末転倒、言語道断でありますので、今後はこのようなことがないように、ただ、その中でもスピード感はもっていききたいと思っています。また、先ほど（加藤議員から、市役所が）逮捕されなかったから良い、安堵しているというような発言がされましたが、決してそのように思っているわけではありません。結果としてそのような流れであったという報告をさせていただいたものです。逮捕されなかったから良かった、とは考えていません。

山田幸企画部長：（加藤議員が）おっしゃるとおり、（今回の件が）市のイメージを著しく損ねたことは間違いありませんので、それを、どのように改善していくか、も含めて、市民の皆様にご理解いただきたいと考えています。

新美保博議員：6月16日の建設産業委員会でそれなりの説明がありました。その中で、よくわからないことがあって、12項目ほど（建設産業委員会で）質問をしました。その質問に対し、2、3項目の回答はありましたが、残りの質問には回答が得られず、時間がないということだったので、6月24日（開催予定）の全員協議会で説明をする、ということでした。それが、今日の（急遽、臨時で開催）全員協議会となった。全ての質問につまびらかに回答がしてもらえるものだと楽しみにしていたが、結果、説明されたことは（建設産業委員会での説明と）余り変わらず、「職員の処分について」の資料しかいただけなかった。だから、これほどの多くの質問がされたのだと思う。簡単な話で、違反行為のあった工事17件の案件ごとの違反内容、受注金額、工事名、受注者名の一覧を出していただければいい。これが法に触れるか否か。これは法に触れる。法に触れる仕事はしてはいけない。法に触れれば誰もが罪を償わなければいけない。

1つ質問するが、これは随意契約でも入札でも「請負工事」ではないのか。請負工事とは、発注者と受注者があって成り立つものである。

大山仁志建設部長：請負工事ですので、発注者と受注者がいます。

新美保博議員：先ほど副市長から、これは本人たちからの申し出に基づく処分であるとの説明であった。これは、警察が本人たちに申し出を促したもので、警察か

ら言われなければ申し出はなかったと思う。いろいろ調べる中で「もう全部調べたぞ」「業者にも聴取したぞ」「事件はこういうことだぞ」と。そこにどういった罪があるのかは知らない、警察はその点についてははっきりと立証できなかった。立証できなかったから警察は手を投げた。そのことを（警察から）それでいいのかね、とアドバイスして、本人たちから申し出があったのだと思う。

処分を受けた職員は「発注者」であり、利益を受けたのは「発注者」、「受注者」のどちらであるのか。職員なのか、違うでしょう、利益を受けたのは（受注者である）事業者でしょう。その事業者が全く出てこない。で、わからないのは困るから（建設産業委員会で）調べてきちんと出すように言い、大山部長は出すと回答したのに今日出てきていない。今回の件で一番罪が重いのは事業者である。事業者のことは触れずに職員だけ処分している。処分の停職4月、2月の程度が重いか軽いかはわからないが、職員だけ処分して一方の事業者に対して何も行わないのは公平ではない。こういった事件はそうそうない、僕も議員になって初めてである。だからこそ、この際厳しく対処し膿を出し切るという判断が必要である。その点について、どう考えているのか。

堀寄敬雄副市長：私たちにも、この過程の中には忸怩たる思いがあります。利益供与の点については、警察が最終的に何もなかったとの判断をしています。ただ、市側として、でき得る限りの対応として、業者を呼び、「何もなかったのか」と聞き取りを行っています。その回答は「通常のおつきあいの中の範疇です」とのことでした。（議員は）その程度しかできないのか、と思われるかもしれませんが、行政の限界はそこまでであります。利益供与の点については、今回の職員の処分の中でも含まれていない、というのが立証しきれなかった、ということです。そのほか、（新美議員の質問の）業者名について、建設産業委員会で建設部長からそのように回答したことは私も承知していますし、それができないのも大変申し訳ないと思います。今回の処分も含めていろいろな過程において、市の顧問弁護士に相談しながら進めています。弁護士からは、ここで具体的な工事名を出すことで業者名が特定できて、それが噂として流布されるようなことになったときには、行政側には一定の責任がありますと言われました。そのため、具体的な路線名等の資料は出さない方が良く判断しましたのでご理解をお願いします。

新美保博議員：建設産業委員会でも言いましたが、この件について、やってしまったことは変わらないため、あれがどうだ、これをやったのがいけないなど、あれこれ、とやかく言うつもりはない。一番大切なことは、二度と起こさないこと。冒頭の挨拶の中でもそれを言われた。今後の対応策を聞いてがっかりした。懲戒処分、公表基準、全部が要綱である。別に（法律等）どこかで決まっているのではなく、半田市が独自で決めているもの。3者見積もりも同様半田市の独自ルール。自分たちの都合の良いように決めていること。これからは、封書で送って、封書で返してもらうようにするのだろうが、それでスピード感が出るのか、と考えると恐らく出ない、今までより遅くなってしまふ。要綱は条例と違い、議決を必要としないため、自分たちで動きの良くなるよう変更できるものである。なぜ、要綱が変えられないのか。

内部でいくら検討チームをつくったところで、お手盛りで自分たちの仲間をどれ

だけ審査できるのか。例えば、毎定例会に草刈り機による飛び石の事故の専決処分の報告がされる。報告には二度とこのようなことがないように、と説明がされるが、次の定例会では違う部から同様の報告がされる。なぜ、こうなるのか。自分事としていないからだ。今回の件も再発防止のためには外部機関で調査し、厳しく処罰を行うというプレッシャーをかけることも必要であると思う。時間が過ぎて、今日が終わればこの件がこれで終わる、これではいけない。せつかく、今回、表に出したのだから、この機会に膿みを出すということを、ぜひ、してほしいと思う。

山本卓美総務部長：（議員の指摘のとおり）確かにチェックを総務課が行うのは、庁内の職員が庁内の職員を監視するという形になります。ただ、総務課は入札を所管する立場ですので、入札制度そのもの見る中でチェックができる立場にありますので不正を見逃すということはありません。今後、有効に機能していくものと考えます。今回のような小規模工事において、不正が行われることはないと考えています。

要綱につきましては、財務規則の中で2者以上を原則とすると定めており、3者以上の見積もりを取るについては、何の決まりもない、半田市独自のスペシャルな運用です。制度を変えようと思えば自由に市長の裁量の中で変えることが可能です、これについては客観性を持たせるためにどういう位置づけをするか、という点を庁内で再検討したいと思います。

中川健一議員：先ほど、新美議員の質問の中で、きちんと第三者機関を作って調べるべきではないかとの話で、例えば東芝の株主総会の件では弁護士を含めた第三者機関で調査した結果問題が発覚しました。今回は半田市の組織文化が問題ではないかと問われていると考えます。内部で全て膿みを出せるかということに疑問に思っていて、外部機関で調査すべきではないかという質問がされたと思いますが、それに対する明確な答えがされていませんのでお答えください。

山本卓美総務部長：今回の小規模工事の件につきましては、違法性が明確です。庁内でのチェック体制により再発防止が可能と考えていますので、現時点では外部からの第三者機関でのチェックは考えていません。

中川健一議員：先ほどの副市長の説明で、全ての技術系関係者を呼んで調べましたとのことでした。それが、（技術系職員たちが）本当に正しいことを言っているのか僕にはわからないことです。副市長は（市役所）組織を守る義務があります。組織の経営者として、片目を瞑りやり過ぎて、二度とそういったことをしなければいいんだ、という気持ちも当然あると思います。ただ、それを見逃すと、そこからまた膿みが生じるということがあり、僕は第三者機関により調査をすべきと思いますが、そうでないと言うのであれば、今回処分された2人以外は絶対やっていない、ということはどうやって担保できるのかを教えてください。今回のことは、土木課長と副主幹の問題だけではなく、土木課、全体に、長きにわたり蔓延している組織文化であると考えています。そういった状況が、今回、少し改善の努力をしたところでそれが簡単に変わるとは考えられないので、第三者機関を入れて、この際きちんと膿みを出すべきだと思います。副市長の言った内部調査での、処分された2人の職員以外は絶対に違反行為を行っていないという確証

を我々（議員）はどうやって取ればいいのでしょうか。

堀寄敬雄副市長：その点については、（確証を取る方法）大変難しいことだと思います。何度も言っておりますが、全員から聞き取りを行っております。金額の勾わせというようなことを行った職員はいません。どこまでを是とするのか、ということもありますが、先ほど話しをしましたが、10年前、新人で入ったときに業者からこういったことを聞かれたことがある、と話した職員もいます。遡り期間など、どこまで処分の対象とするかという議論もしましたが、明確に近年、やったと言っているのは、（今回処分した）課長と副主幹のみですので、懲戒審査会としては本人の申し出に基づき、処分の対象としています。ただ、聞き取りをした内容が本当かどうか、という点については、私たちに捜査権はありませんので「お前、嘘ついているだろう、本当のことを言え」などと追求する術はありませんし、手順としては「正直に答えてください」と話し、こういったことはしていないか、（例えば中元等をもたらしたことがあるか等）と質問をしました。繰り返すとなりますが、今回の申し出の中で明らかに非となる部分があった職員の2名を申し出に基づいて処分を行ったものです。そのほか、全体の検討チームの話もありましたが、総務部長が説明しましたように、入札のシステムそのもので生じた事件ではなく、発注の時点で生じていることですので、総務課と発注担当課できちんとチェックを行っていけば再発防止できると考えています。ただし、この後も公正取引委員会の方や監査委員にも相談をしながら、必要に応じて外部検討チームについても検討すべきと考えています。

中川健一議員：かなり、本質的な議論をしていると感じています。僕は市役所の組織のためには外部機関、第三者委員会の調査を絶対やった方が良く考えています。例えば、半田市役所の建設部などは厳しい縦社会で、先輩の言うことに異を唱えることが難しい、というような組織文化があると僕は見えています。今回処分された件についても、そういった組織文化の中で、一方では市の地域経済に貢献したような良い評価がなされている可能性もあります。ですので、現職員のみでなくOBまで含めてその体制を改めるような、土木課に脈々とある組織文化を検証して変えるということまで行うべきだと思います。

堀寄敬雄副市長：繰り返しになりますが、過去にはいろいろなことがあったと今回のヒアリングの中で聞いています。中元の話であるとか、もっと簡易にもっと組織的に業者を決めて発注していたことを証言する職員もいました。今、できることとしては、今回、明らかになった事柄に対して、二度と再発しないようにきちんとした対応策を打っていくことだと思っています。その中で、お示しさせていただいた事柄が、今、すぐにできる対応策であると思っています。今後、不足があるようであれば、さらに、第三者委員会などを作るなどの必要もその時にはあるかと考えています。

中川健一議員：あともう1点、今は職員側の問題でしたが、業者側の問題として、自白しないから放っておいていいのか、僕は思います。坂井議員も新美議員も同様に業者側は不問にしていいのか、との指摘をしています。今も入札で不正があれば指名停止等を行っているのですから、市役所と業者の力関係で言えば、僕はおかしいと思うことを言わせることはできるとは思いますが、追求できない理由が

理解しかねます。説明でもありましたが、業者からの働きかけがあり、職員が籠絡されることが起きるわけです。根本的な構造があり、そこに対する対応策がなければ、偏った改善策です。その点について、どのように考えていますか。

堀寄敬雄副市長：私たちの中でも忸怩たる思いのところですが。私が聞いたところでは、業者側も警察の事情聴取は並行して受けていたとのことですが、最終的に警察が「クロ」としなかった。現状を以て、私たちができることとしては、4月14日に業者を呼び出し、「私どもの職員がこういったことを言っているけれども、こういったことがあったか」と具体的な内容を示し確認を行いました。業者側は「そういったことはない」との回答でしたので、いろいろな思いが交錯しますけれども、そういったやりとりの中で捜査権を持っていませんので、それを以て業者を処分したり、指名業者から外したり、などはできない、という点をご理解いただきたいと思います。ただ、業界全体に対しては、今回、このような残念な事件が起きたのでこのようなことが二度とないように業界としてご理解くださいというような申し入れを業界に対して行うつもりです。

中川健一議員：その点が理解できないのですが、贈収賄ということでは、事実確認ができないということで警察が立証できなかったということで逮捕に至らなかったということはわかりますが、入札情報を市側が匂わせて、それを聞いた業者は責任を問われないという法律で決まっているのでしょうか。情報を漏らした職員が問題で、情報を得た側は法的には全く問題ないということで良いですか。

山本卓美総務部長：今回業者から聞き取りをした結果、ストレートにそういった金額はいくらですかと聞いた覚えはありません。とのことでした。ですので、職員は教えたと言うことを言っていますが、業者側は明確には聞いておりません。と、いえないと言っていますので、そこで事実関係の相違が生じています。ただし、職員はきちんとそれを申し出ていますので、それを事実として処分を行いました。

中川健一議員：そうであるならば、職員を罰する必要があったのかと根本的なところに戻ってしまうのですが、ただ、警察は市側が入札情報を漏洩したことを特定しているから、課長と副主幹に市役所に申し出るよう言っているわけですね。で、あれば、贈収賄はなかったとしても、入札情報を業者側が聞いていることは追求できると思うのですが。結果、違法行為は業者側には全くなかった、情報路応永の受け取りについても業者側はなかった、という理解でよろしいでしょうか。

堀寄敬雄副市長：誤解があるといけませんので、（ご説明します。）警察もそこを特定しているわけではありません。結果的に逮捕に至っていませんので、警察からは何があったかということは私たちには何も教えていただけいていませんので、警察の最終的な結論としては「白紙」です。今回職員を処分するというのは、警察の方が最後に、上司にこの出来事をきちんと報告しなさいよ、というアドバイスを受けて、本人が申し出てきました。その申し出の事実に基づいての処分を今回行ったものです。（議員の）言われるように「じゃあ業者はいいのか」という思いは私たちにもありますが、私たちが行ったヒアリングでも（業者側は）「そういった事実はない」と言っていますので、顧問弁護士にも相談しましたが、「そういった中で市側が業者に処分を行うと、裁判になったときに市側にいろいろな（デメリットを受ける）可能性が生じますよ」というアドバイスを受けています。

中川健一議員：違法行為が特定できなかつたということはありますが、根本的な理由は営業活動、仕事が欲しいからです。ここに対する改善策がなければ、市役所側が籠絡されないように頑張るしかないということになります。例えば証券取引法では、インサイダー取引を防ぐために株のトレーダーと株に関係する会社の社員が面談する際にも届け出が必要となります。半田市でも、業者庁舎外で出会った時には届け出を行うなどの改善策はできるのではないのでしょうか。そうしなければ防戦一方の改善策となってしまいます。その点についてどうですか。

山田宰企画部長：国家公務員などは倫理規定が非常にはっきり提起をされていますので、そういったところを参考に行動指針や内部規定を設けて職員に周知を図っていきたいと考えています。

鈴木健一議員：確認ですが、先ほどから「違法行為はあった」と何度も出てきていますが、警察は結果「シロ」とした。実際、違法行為はあったのでしょうか。

山本卓美総務部長：法律違反はありました。官製談合防止法違反です。先ほど副市長が説明しましたように、推測となりますが警察は「贈収賄」で捜査をしていると思われま。贈収賄ではない、ただし、違う法律で官製談合防止法には違反していたということです。

【その他】

山田宰企画部長：今回報告しました件に関連しまして、土木課長が停職中であり、土木課の業務の停滞を防ぐために、土木課副主幹、広瀬恒次を課長に昇任することといたしました。これまでの課長につきましても、まだ、在籍はしていますが事実上業務が行えない状況にありますので、行政事例等からこういった状況（1つの課に課長が2名在籍している状況）はあり得ることを確認しています。（定職となった課長は）停職期間終了前に別の部署に異動することになろうと思いません。

午前11時26分 閉会